

市 処 理 欄	整理番号	担当印

令和2年度市民税・県民税申告書（付表）
（上場株式等に係る配当等所得及び譲渡所得に係る課税方式の選択関係）

令和 年 月 日

（宛先）焼津市長

現住所			
1/1現在の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	焼津市	
フリガナ		生年	明・大・昭・平・令
氏名		月日	年 月 日

1 配当等所得に係る市民税・県民税の課税方式について、次のとおり申告します。

		配当等所得の金額	配当割額控除額
<input type="checkbox"/>	総合課税	円	円
<input type="checkbox"/>	申告分離課税	円	円
<input type="checkbox"/>	申告不要制度（※住民税が特別徴収されている場合に限ります。）		

2 譲渡所得に係る市民税・県民税の課税方式について、次のとおり申告します。

		譲渡所得の金額	株式等譲渡所得割額控除額
<input type="checkbox"/>	申告分離課税	円	円
<input type="checkbox"/>	申告不要制度（※住民税が特別徴収されている場合に限ります。）		

3 1及び2の所得に係る繰越損失の繰越控除について、次のとおり申告します。

本年度分の配当所得等から 差し引く金額	本年度分の譲渡所得等から 差し引く金額	翌年度以後に繰り越す金額
円	円	円

記載における注意事項等については、裏面をご覧ください。

市 処 理 欄	入力	確認

注 意 事 項 等

1 この付表について

この付表は、市民税・県民税申告書裏面「16 市民税・県民税において所得税と異なる課税方式を選択」する場合において「所得税と異なる課税方式」を選択した場合に添付していただくものです。

2 提出書類について

課税方式を選択する場合は、次の書類を提出してください。

- (1) 市民税・県民税申告書（付表）（この付表）
- (2) 記載内容が分かる資料（特定口座年間取引報告書等）
- (3) 市民税・県民税申告書

3 提出期限について

提出期限は「納税通知書が送達される日まで（給与所得等に係る市民税・県民税について特別徴収をされる方にあつては、特別徴収税額決定通知書が交付される日まで）」とされていますので、お早めの提出をお願いします。なお、その日までに提出されなかった場合は、確定申告書と同様の課税方式が適用されますのでご注意ください。

4 課税方式を選択する際の注意点について

課税方式の選択は源泉徴収口座ごとに行うため、例えば同一の源泉徴収口座内において上場株式等の配当等所得と上場株式等の譲渡損失がある場合は、上場株式等の配当等所得のみを申告不要とすることはできません。

5 課税方式を選択することによる影響等について

申告不要制度を選択した場合は、市民税・県民税、国民健康保険税、介護保険料等（自己負担割合を含む。以下「市民税・県民税等」といいます。）の算定の対象とはなりません。が、配当割額及び株式等譲渡所得割額についても適用の対象とはなりません。

総合課税及び申告分離課税を選択した場合は、市民税・県民税等の算定に影響が出る場合があります。詳しくは、各担当窓口でご相談ください。

【問合せ先】

〒425-8502

焼津市本町二丁目16番32号

焼津市財政部課税課市民税担当

電話：054-626-2149